

平成30年第2回那須塩原市議会定例会

議事日程（第6号）

平成30年6月11日（月曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第58号～議案第60号の質疑
- 日程第 2 議案第56号の質疑
- 日程第 3 議案第57号の質疑
- 日程第 4 議案第61号及び議案第62号の質疑
- 日程第 5 議案の各常任委員会付託について
- 日程第 6 請願・陳情等の関係委員会付託について

出席議員（26名）

1番	山形紀弘	議員	2番	中里康寛	議員
3番	田村正宏	議員	4番	星野健二	議員
5番	小島耕一	議員	6番	森本彰伸	議員
7番	齊藤誠之	議員	8番	星宏子	議員
9番	佐藤一則	議員	10番	相馬剛	議員
11番	平山武	議員	12番	大野恭男	議員
13番	鈴木伸彦	議員	14番	松田寛人	議員
15番	櫻田貴久	議員	16番	伊藤豊美	議員
17番	眞壁俊郎	議員	18番	高久好一	議員
19番	相馬義一	議員	20番	齋藤寿一	議員
21番	君島一郎	議員	22番	玉野宏	議員
23番	金子哲也	議員	24番	吉成伸一	議員
25番	山本はるひ	議員	26番	中村芳隆	議員

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	君島寛	副市長	片桐計幸
教育長	大宮司敏夫	企画部長	藤田一彦
企画政策課長	松本仁一	総務部長	山田隆
総務課長	田代宰士	財政課長	田野実
生活環境部長	鹿野伸二	環境管理課長	五十嵐岳夫
保健福祉部長	田代正行	社会福祉課長	板橋信行
子ども未来部	富山芳男	子育て支援課	相馬智子
産業観光部長	小出浩美	農務畜産課長	八木沢信憲
建設部長	稲見一美	都市計画課長	大木基
上下水道部長	磯真	水道課長	黄木伸一
教育部長	小泉聖一	教育総務課長	平井克巳
会計管理者	高久幸代	選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局	増田健造
農業委員会事務局	久留生利美	西那須野支所	後藤修

塩原支所長 宇都野 淳

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 石塚 昌章

議事課長 小平 裕二

議事調査係長 関根 達弥

議事調査係 鎌田 栄治

議事調査係 室井 良文

議事調査係 磯 昭弘

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（君島一郎議員） おはようございます。
散会前に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は26名であります。

—————◇—————

◎議事日程の報告

- 議長（君島一郎議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

—————◇—————

◎議案第58号～議案第60号の
質疑

- 議長（君島一郎議員） 初めに、日程第1、議案第58号から議案第60号までの条例の一部改正案件3件を議題といたします。
以上に対し、質疑を許します。
質疑ございませんか。
〔発言する人なし〕
- 議長（君島一郎議員） 質疑がないようですので、議案第58号から議案第60号までの条例の一部改正案件3件に対する質疑を終了することで異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。
よって、質疑を終了いたします。

—————◇—————

◎議案第56号の質疑

- 議長（君島一郎議員） 次に、日程第2、議案第

56号 一般会計補正予算案件を議題といたします。
以上に対し、質疑を許します。
質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

- 議長（君島一郎議員） 質疑がないようですので、議案第56号 一般会計補正予算案件に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。
よって、質疑を終了いたします。

—————◇—————

◎議案第57号の質疑

- 議長（君島一郎議員） 次に、日程第3、議案第57号 特別会計補正予算案件を議題といたします。
以上に対し、質疑を許します。
質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（君島一郎議員） 質疑がないようですので、議案第57号 特別会計補正予算案件に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。
よって、質疑を終了いたします。

—————◇—————

◎議案第61号及び議案第62号
の質疑

- 議長（君島一郎議員） 次に、日程第4、議案第61号及び議案第62号の計画案件2件を議題といたします。

以上に対し、質疑を許します。

質疑通告者に対し、順次発言を許します。

初めに、8番、星宏子議員。

○8番(星 宏子議員) それでは、質疑をさせていただきます。

議案番号61号 那須塩原市第2期最終処分場施設整備基本計画の15ページ、2貯留建造物の基本形状及び経済性、質疑事項といたしまして、基本構想にて算出した36億8,000万円を概算事業費としていれる。貯留建造物は構造パターンによってかかる費用が異なるようだが、今回選択する土構造プラスコンクリート構造を、基本構想の段階から想定していたのか伺います。

○議長(君島一郎議員) 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長(鹿野伸二) それでは、基本構想の段階から土構造プラスコンクリート構造、これで計画をしていたのか、想定をしていたのかということについてお答えをしたいと思います。

基本構想におきましては、貯留建造物、こちらにつきましては、既存の市有地の形状、それから大きさ、こういったものから工事費としては一番高い形の、そして面積としては一番小さな面積でできるコンクリート構造、これを基本として、基本構想の段階では計画をしてきたところでございます。

基本計画の段階にいきまして、工事費、こちらが高騰していること、そういった状況もありまして、貯留建造物の基本的な構造パターンとしまして、この計画書にもございますように3つの構造パターン、これについて検討をしました。

1つ目として、土構造。2つ目として、土構造プラスコンクリート構造。3つ目として、最初の基本構想の段階で想定していましたコンクリート構造ということです。

その中で費用対効果、それから先ほど申しました土地の有効活用、こういった観点から検討いた

しまして、その結果として計画書の2番のほうにあります土構造プラスコンクリート構造、こちらを選択いたしまして、基本構想として上げていました36億8,000万、この概算工事費、これに追いつく形で、基本計画について計画したというところでございます。

以上です。

○議長(君島一郎議員) 8番、星宏子議員。

○8番(星 宏子議員) そうしますと、その経済性というところで、土構造の場合は高価になり、土構造プラスコンクリート構造は経済的にも安価になると。3番のコンクリート構造は先ほどご説明がございましたが、最初はコンクリート構造ということで考えていたけれども、工事費が高騰になってしまうがために2番になったということなのですが、その基本構想をつくる時点では、大体1番がどのくらいかかって、2番がどのくらいかかってというのは、もちろん試算の上でそのように決められたと考えてよろしいですか。

○議長(君島一郎議員) 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長(鹿野伸二) もちろん概算の数字というものは想定しておりましたけれども、先ほど申しましたように、工事費が高騰したということで3つを比較した場合、1番についても面積がやっぱり大きくなってしまいうことで、当然、屋根の大きさも大きくなってしまいうことで、土構造だけであれば、工事費自体はある程度安価に済むのかなというところはございますけれども、屋根の部分も考えますと、1番についても全体の工事費が高くなってしまいう。

先ほど申しましたように、3番については面積は小さくて可能ですけれども、コンクリート造ということで費用が結果として高くなってしまいう。

残りの2番の一部コンクリート造を使うことで

費用についても追いつくということで、最終的には2番の土構造プラスコンクリート構造ということで採択といたしますか、そちらで進めることにしたということでございます。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） 続きまして、議案第62号 那須塩原市地域公共交通再編計画につきまして、議会からの提言書を提出いたしました。どのように反映したのかをお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（鹿野伸二） 議会からいただきました提言書、こちらをどのように反映したかということですが、いただきました提言、それごとにお答えをしたいと思います。

まず、ゆーバスの充実についてということですが、いただいた提言についてですけれども、定時定路線型の乗り合い交通でありますゆーバス、こちらは那須塩原駅を境に、今までは黒磯西那須野線として運行しておりましたけれども、黒磯線、それから西那須野線というふうに分割をしまして、鍋掛線黒磯内回り線、外回り線、こちらは黒磯線に統合。そういったことをしまして、市街地における利便性の高い交通網の実現を目指したということで、那須塩原駅を境にバスの本数を増便するというのをしましたということが1つです。

それから、西那須野外循環線、それから内循環線、こちらは通し運賃で利用可能ということを実現することとしまして、プラス一番利用があります国際医療福祉大学病院、それから健康長寿センター、こちらへのアクセス向上、これを図ったということでございます。

次に、予約ワゴンバスの今後についてということですが、予約ワゴンバスにかわる新たな交通といたしまして、「小さな交通（ゆータ

ク）」、これを新しい計画の中では導入しようということで、これによって郊外部における移動制約者、この外出手段を確保したいというふうに考えたところでございます。

それから、現在の予約ワゴンバスのルート上の停留所を若干増設をしまして、またおる場所については、停留所に限らずルート上という制約はありますけれども、フリー降車、これをできるようにしたいということで考えているところです。

もう一つ、予約時間についても現在は2時間前からということですが皆さんにお願いをしているところですが、1時間短縮をしまして1時間前ということで、利用する人の利用しやすさというものを向上していきたいというふうに考えたところでございます。

次に、デマンド交通導入への調査研究についてはということもいただいております。これにつきましては、ドア・ツー・ドアの視点からデマンド交通については、提言書の課題にありますとおり、利用者のさまざまな声、そういったものの分析、それから現在の運営補助金、こうしたものを踏まえまして、費用対効果の検証が必要であるというふうに考えておまして、まずは先ほども言いましたゆータクとして第1段階においての経費削減、こういったものと利用実態、これを検証していきたいということで、その上で次のステップといたしまして、ゆータクの拡充だけではなくて別な方法、こういったもののデマンド交通の導入、これについても検証をしていきたいということでございます。

もう一つ、市民の意識調査についてということですが、提言をいただいておりますけれども、今年度10月からの再編に向けまして、ことしの1月に住民懇談会、こちらを開催いたしまして、現在の公共交通を利用されている方、また今後利用される

方、こういった方々などからご意見を頂戴いたしました。

そんな中で、先ほども言いましたゆータクのそういった意見を、ゆータクの第2段階を検討していく上でそういった意見を十分把握いたしまして、第2段階に向けて反映していきたいというふうに考えているところでございます。

提言に対する答弁といたしましては、以上になります。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） 続きまして、議案番号62号、同じく公共交通の再編成19ページの3. 2. 1の「ゆータク」の導入（第1段階）と、平成31年4月に高校生の通学を視野に入れたダイヤ改正とあるが、ネット予約の検討をしたのかをお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（鹿野伸二） ネット予約についてお答えをいたします。

ネット予約についてですけれども、先ほども申しましたように第1段階においては、期間が2年間ということなので短い、こういったこともございまして、今回は導入はしないということで、そういう結果になりました。

ただし、第2段階、これの状況を確認しながらネット予約が事業として適しているか、あるいは高齢者などにも利用できるかというようなことをちょっと検討というか、状況を把握をさせていただきまして、システム導入の費用、こういったものを含めまして、事業運行者、こういったところとも一緒に、今後、第2段階に向けて検討していければというふうに考えているところでございます。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） 第2段階において費用対効果も含めて検討するということですが、高齢者の方が果たして利用できるかと先ほどの答弁の中にございましたが、二次交通の足としましては、ゆータク、たしか観光客も乗られる場合もあると思います。塩原方面に限らず板室方面でもそうだと思いますが、観光客の二次の足を考えたときに、利用するのは市民の中では確かに高校生、中学生、あとはお年寄りの方だけになってしまうかもしれないんですが、やはり観光をされる方の利便性というものの、また外国人の観光客もこれから今後ふえてくるであろうことを考えますと、やはり利便性がよければ利用してくださる方もふえてくるのではないかと思います。そちらのほうのお考えは、次の第2段階のときには含めて考えていくのかどうかをお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（鹿野伸二） 今、議員のおっしゃったとおり、市内の利用者だけではなくて、観光客あるいは外国人の方、そういったことを含めてということですが、それらについてもこの2年間での動向、そういったものを少し見させていただきまして、ネット予約、そのほかの予約の仕方、こういったものについても検討させていただければというふうに思いますのでお願いいたします。

○議長（君島一郎議員） 次に、3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） 続きまして、質疑をさせていただきます。

同じく議案番号62 那須塩原市地域公共交通再編計画の19ページ、3. 2. 1、「ゆータク」の導入（第1段階）というところですが、この最初のところに、「区域運行（＝決められた

区域内であれば、自由に運行できる形態)に変更します」というふうに記載をされていますけれども、質疑事項として停留所、基本運行経路及び運行ダイヤが決められているのに、自由に運行できる形態とはどのようなものかをお聞きしたいと思います。

○議長(君島一郎議員) 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長(鹿野伸二) 自由に運行できる形態とはどのようなものかというご質疑ですが、運行形態といたしましては基本運行経路、それから運行ダイヤ、こういったものを設定することとなります。ただし、降車につきまして、おりるところにつきましては、運行経路上であれば自由に降車ができるようになるというものでございます。

また、運行ルートについても決まったルートを必ずしも走るということではなくて、例えば、起点で予約を受けまして終点に行くというような場合があるかと思うんですけれども、その場合はショートカットと言いますか、各停留所を経由するのではなくて運行することも可能ですよということです。

そういったものの表記といたしまして、道路運送法上、変更する場合に路線不定期の運行から区域運行というふうな表現をしますと言いますか、ですから、自由に運行できる形態というところだけを取ってしまうと、本当にどこでもおりられるんじゃないか、どこでも乗れるんじゃないかというふうな意味にとられてしまうかもしれませんけれども、計画上は道路運送法上、こういった表記をするということでご理解いただければというふうに思います。

○議長(君島一郎議員) 3番、田村正宏議員。

○3番(田村正宏議員) 今のご答弁ですと、その

フリー降車、これとあと、基本運行経路を要するに逸脱して走ることができるということによろしいんでしょうか。そこが自由という、その部分を取って自由ということでしょうか。

○議長(君島一郎議員) 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長(鹿野伸二) 議員おっしゃるとおりでして、最初も例で説明しましたけれども、途中の停留所等を飛ばして、その利用者が降車したい場所に行くことも、この区域運行という形で認可を受ければできるということによろしいと思います。

○議長(君島一郎議員) 3番、田村正宏議員。

○3番(田村正宏議員) わかりました。

次に、同じく議案番号62 那須塩原市地域公共交通再編計画、同じく19ページのところですが、「「区域運行」は「路線不定期運行」に比べ停留所設置の手続が容易になり」と記載をされていますが、なぜ手続が容易になるのか教えていただきたいと思います。

○議長(君島一郎議員) 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長(鹿野伸二) なぜ手続が容易になるのかということですが、これにつきましても道路運送法上の法律に基づきます運行事業者、こちらの問題ということでありまして、路線不定期運行、こちらにおいては路線、それから停留所の名称と位置、停留所間隔の距離、こういったものを定めて計画を提出する必要があります。

ただ、この区域運行として計画を出す場合は、営業の区域、こちらを定めるだけで停留所の設置等の手続がなくて済むということですので、手続が安易になるというのは、運行事業者の手続、陸運局に出す道路運送法上の手続が容易になるということで、このように記載したというところでご

ざいます。

- 議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。
- 3番（田村正宏議員） ということですと、例えば住民から停留所の要請があったときに、それは何と言うのでしょうか、特にそういった従来のガイドラインとかにかかわらず可能になるというか、要望が受け入れられるという意味でしょうか。

- 議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

- 生活環境部長（鹿野伸二） 停留所の数とかそういったものについては、特に制限とか法律で縛られるものはございません。ですので、極端に言うところの場合でも、今の間隔を半分にでもということは法律上といいますか、それは可能かと思いません。

ただし、一つのめどとして交通空白地帯、これを考えるに当たって、これは市街地の話ですけども、めどとしては300mという停留所間隔の一つの目安がございます。

そういったことから考えたり、あとは停留所の安全性の確保、それから運行ダイヤ、時間、こういったものを考えると、じゃ幾つでもできるのかということではなくて、ある程度、基準に沿って停留所のほうも、もちろん増設する方向で考えたというふうには思っているわけですけども、幾つもできるのではなくて、基準を設けた中で増設するというところで考えていきたいと、このように思っております。

- 議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

- 3番（田村正宏議員） あと1点だけ。

いわゆる運行経路以外の所でも、そういった停留所設置の要請があれば、その区域内であれば認めるということではよろしいでしょうか。

- 議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

- 生活環境部長（鹿野伸二） 運行経路以外にも停留所が認められるのかということですけども、先ほども申しましたが、区域運行ということでの計画上は可能であります。

ただ、先ほども申しましたけれども、費用の面ですとか、そういったことも勘案しまして、第1段階におきましては、運行経路上への増設ということをお願いをしたいというふうに考えています。

第2段階以降、そういったことについても検討させていただければと、このように思っております。

以上です。

- 議長（君島一郎議員） 質疑通告者の質疑が終了しましたので、議案第61号及び議案第62号の計画案件2件の質疑を終了することで、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

◇

◎議案の各常任委員会付託について

て

- 議長（君島一郎議員） 次に、日程第5、議案の各常任委員会付託についてを議題といたします。

ただいま上程中の各議案については、審査のため各常任委員会に付託いたします。

議案第56号から議案第62号までの7件については、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり各常任委員会に付

託いたします。

各常任委員会は委員会日程に基づき審査を行い、本会議最終日、各委員長は登壇の上、審査結果の報告を願います。

◇

◎請願・陳情等の関係委員会付託

について

○議長（君島一郎議員） 次に、日程第6、請願・陳情等の関係委員会付託についてを議題といたします。

新たに提出された陳情1件については、既に配付いたしました請願・陳情等文書表のとおり、総務企画常任委員会に付託したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、請願・陳情等文書表のとおり、総務企画常任委員会に付託いたします。

関係委員会は委員会日程に基づき審査を行い、本会議最終日、委員長は登壇の上、審査結果の報告を願います。

◇

◎散会の宣告

○議長（君島一郎議員） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時25分